主 文

- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

請求の趣旨

被告は、別紙物件目録記載のステンレス鋼板を輸入し、製造し、販売し、又は 販売のために展示してはならない。

被告は、前項記載のステンレス鋼板を廃棄せよ。

被告は原告に対し、金一〇三五万四五〇〇円及びこれに対する平成六年一月一 四日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は被告の負担とする。

_ 仮執行の宣言 五

事案の概要

当事者に争いのない事実

原告の意匠権

原告は次の意匠権を有している(以下「本件意匠権」といい、その登録意匠を「本 件登録意匠」という。)

平成二年五月三〇日 出願日

登録日 平成五年五月一八日

第八七四八〇一号 登録番号

意匠に係る物品 金属板

意匠に係る物品の説明 本物品は、表面にエッチングにより花模様を形成した金属 板であり、例えばバスルームやダンプカー等の外壁装飾材として使用するものであ る。

登録意匠 別紙意匠公報記載のとおり

本件登録意匠の構成

別紙意匠公報の図面代用写真のとおり、花芯側に火花形の模様を有する桃形のほ ぼ同じ大きさの四枚の花びらが放射状に四方へ広がるとともに、花芯部に二個、三 個、四個又は五個の実を表す小さな円形模様を有する複数個の花を、不規則な間隔 及び方向をもって三層の積み重ね状に配列して成る花模様が、四方に連続する意匠 である。

この意匠は、正面図において四方に連続する。図面代用写真に表した部分の大き さは、縦二九センチメートル、横二一センチメートルである。底面図は平面図と、左側面図は右側面図と同一にあらわれる。

金属板の地は鏡面又は準鏡面であり、花びら部分を鏡面又は準鏡面(凸面)に し、花の輪郭や花芯部をエッチングによってナシ地面(凹面)にしている。 被告の行為

被告は、別紙物件目録記載のステンレス鋼板(以下「イ号物件」といい、その意 匠を「イ号意匠」という。)を業として定尺のまま又は適宜の大きさに切断して販

売し、販売のために展示している(なお、原告は、当初、被告はイ号物件を「製造」販売していると主張したが、後に、黙示的に撤回した。)。 イ号物件は、表面にエッチングにより花模様を形成したステンレス鋼板である。 定尺のものの外形寸法は、縦四尺(一二一九ミリメートル)、横八尺(二四三八ミリメートル)で、厚さは〇・六ミリメートルである。

エッチングの深さは約一〇マイクロメートル(〇・〇一ミリメートル)である。 イ号意匠の構成

別紙物件目録の写真のとおり、花芯側に火花形の模様を有する桃形のほぼ同じ大きさの四枚の花びらが放射状に四方へ広がるとともに、花芯部に二個、三個、四個又は五個の実を表す小さな円形模様を有する複数個の花を、不規則な間隔及び方向をもって三層の積み重ね状に配列して成る花模様が、四方に連続する意匠である。

金属板の地は鏡面又は準鏡面であり、花びら部分を鏡面又は準鏡面(凸面)に し、花の輪郭や花芯部をエッチングによってナシ地面(凹面)にしている。 5 本件登録意匠とイ号意匠の対比

(一) 意匠に係る物品の対比

両意匠とも、意匠に係る物品が表面にエッチングにより花模様を形成した金属板

である点において同一である。

意匠の対比

両意匠とも、花芯側に火花形の模様を有する桃形のほぼ同じ大きさの四枚の花び らが放射状に四方へ広がるとともに、花芯部に二個、三個、四個又は五個の実を表 す小さな円形模様を有する複数個の花を、不規則な間隔及び方向をもって三層の積 み重ね状に配列して成る花模様が、四方に連続する意匠である点で同一である。

また、両意匠とも、金属板の地は鏡面又は準鏡面であり、花びら部分を鏡面又は準鏡面(凸面)にし、花の輪郭や花芯部をエッチングによってナシ地面(凹面)に している点で同一である。

(三) 結論

したがって、イ号意匠は本件登録意匠と同一ないし類似するものである。

原告の請求と被告の抗弁

原告は、被告の行為は本件意匠権を侵害するものであると主張し、 かつ、現在被 原告は、検告の行為は平性息圧権で反言するものにあることがある。 告はイ号物件を台湾から「輸入して」販売しており、また、自ら「製造して」販売 するおそれがあると主張して、意匠法三七条に基づき、イ号物件の輸入、製造、販 売及び販売のための展示の停止並びにイ号物件の廃棄を請求するとともに、被告の 行為により原告の被った損害の賠償として、金一〇三五万四五〇〇円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成六年一月一四日から支払済みまで民法所定年五 分の割合による遅延損害金の支払を請求。

被告は、イ号物件を台湾から輸入しているとの事実を否認するとともに、本件登 録意匠は原告による意匠登録出願前に公知となっていた意匠と酷似しており、その意匠登録には無効事由がある、被告は本件意匠権につき意匠法二九条所定の先使用による通常実施権(以下「先使用権」という。)を有する、と主張して争うもので ある。

争点

- 1 本件登録意匠は原告による意匠登録出願前に公知となっており、その意匠登録 には無効事由があるか。
- 被告は本件意匠権につき先使用権を有するか。
- 被告が損害賠償義務を負う場合に、原告に賠償すべき損害の額。
- 第三 争点に関する当事者の主張
- 争点1(本件登録意匠は原告による意匠登録出願前に公知となっており、その 意匠登録には無効事由があるか)

【被告の主張】

本件登録意匠は原告による意匠登録出願前に公知となっていた意匠と酷似してお り、その意匠登録には無効事由があるから、本件意匠権の権利範囲は、本件登録意匠と同一のものに限定され、本件登録意匠と同一とはいえないイ号物件には及ばな

本件登録意匠の要部について

本件登録意匠は、「ブーゲンビリア」という名称の花模様(以下「ブーゲ ンビリア模様」という。)をその構成要素としているが、次のとおりに表現するこ

とができる。 花芯部に二個~五個の小さな略円形模様によって表現される実の部分を有し 実の部位を略中心として、四枚の花弁がそれぞれ中心部から外側に向って中途段階において最大幅を有し、かつ先端においてやや先鋭形状を呈するような略桃形状を成して放射状に広がり、各花弁においては、該実を表す中心部から花弁の広がった方向に沿って、白線の火花模様が形成されているブーゲンビリアの花模様単位が不 規則な間隔及び方向によって配列され、相隣り合うブーゲンビリアの花が一層~三 層の積層状態となっている花模様が、四方に順次連続した状態となっていることに よる意匠。

- これを分説すると次のとおりである。 ① 左記のようなブーゲンビリアの花模様単位がランダムな間隔及び方向によって 配列されている。
- 花芯部に二個~五個の小さな略円形模様によって表現される実の部分を有して а いる。
- 該実の部位を略中心として、四枚の花弁がそれぞれ中心部から外側に向って中 途段階において最大幅を有し、かつ先端においてやや先鋭形状を呈するような略桃 形状を成して放射状に広がっている。
- 各花弁においては、該実を表す中心部から花弁の広がった方向に沿って、白線

の火花模様が形成されているブーゲンビリアの花模様単位が不規則な間隔及び方向 によって配列されている。

- ② 相隣り合うブーゲンビリアの花が一層~三層の積層状態となっている花模様が、四方に順次連続した状態となっている。
- (二) 本件登録意匠の要部は、右(一)の構成①のとおりの花模様単位が、構成 ②のように配列されている点にある。
- 2 本件登録意匠と酷似する意匠が本件登録意匠の意匠登録出願前から公然と知られていたことについて

本件登録意匠の意匠登録出願がされた平成二年五月三〇日より前から、幾多のトラック部品業者が、本件登録意匠の構成(前記1(一)の①②)を具えこれと同一であるか酷似するブーゲンビリア模様を付した鋼板をトラック部品として販売しており、これに基づき原告ら鋼板の製造業者は、ブーゲンビリア模様を付した鋼板の製造販売を公然と行っていた。

その詳細は以下のとおりである。

(一) 公然と頒布された刊行物の記載に基づく公知性

(1) 本件登録意匠の意匠登録出願前に公然と頒布された雑誌「カミオン」平成元年二月号・四月号・八月号・一〇月号・一二月号・平成二年一月号・四月号(株式会社芸文社発行。乙第一ないし第七号証)には、別紙一覧表記載のように、有限会社鹿島オリヂナル、オン株式会社、株式会社ダイトー、株式会社ベンハー、岡崎ドライブ用品等が、ブーゲンビリア模様を有するフロントバイザー、ベッド窓、スクリーン、シートキャリヤー等の貨物乗用車(トラック)部品の広告を行っている。

例えば、乙第一ないし第七号証のすべてにおいて、有限会社鹿島オリヂナルの広告欄の「サイド④」に、本件登録意匠と酷似するブーゲンビリア模様によるフロントバイザーが掲載されている(右模様を仔細に検討すれば、本件登録意匠の構成①②を具えていることが認められる。)。

乙第七号証の株式会社ベンハーの広告欄右上のトラックの窓部分にも、本件登録 意匠と酷似するブーゲンビリア模様が掲載されている。

石各広告のトラック部品に付されたブーゲンビリア模様は、「意匠登録出願前に 日本国内において頒布された刊行物に記載された意匠」(意匠法三条一項二号)に 該当し、本件登録意匠は、これに類似(酷似)する意匠であるから、同項三号に該 当するものである。

「(2) 原告は、ブーゲンビリアの花弁は三枚であって、本件登録意匠の花模様のように四枚の花弁を有するブーゲンビリアの花は存在しないと主張するが、乙告に四枚の花弁を有するブーゲンビリアの花は、本件登録意匠の花模様の大号証の2(「カミオン」平成五年九月号掲載の有限会社鹿島オリボンの広告においては、イ号物件の花模様について「エッチングブーゲン」と表示されたの花期らかにブーゲンビリア模様を指す表現であるにもからずナルの広告欄にあるにガーゲンビリアはであるにも、乙第二七号証の2と同様イランにががでは、「サイド④」においても、乙第二七号証の2と同様の広告によりであるが、これも四枚の花弁のものが示されているが、これも四枚の花弁のものが示されているが、これも四枚の花弁のものが示されているが、これも四枚の花弁のものが示されているが、これも四枚の花弁のものものがでがでがである花がらなる模様がである花がいては、「ブーゲンビリア」の名称により、第三号証において、右名称による花模様が四枚の花弁を有する花からなることを明らかにより、「乙第九号証)。

そして、自動車部品業界には、これ以外の、例えば三枚の花弁を有する花からなる「ブーゲンビリア模様」は存在しないのである。

そうすると、自動車部品業界においては、自然の植物たるブーゲンビリアではなく(したがってその花弁が三枚であるか否かを問わず)、イ号物件に付された四枚の花弁を有する花からなる模様を「ブーゲンビリア」と表現し、これを通称として用いているのである。

用いているのである。 (3) 原告は、「ブーゲンビリヤ」なる標章は原告の登録商標(登録第二四四五七六四号)であって、平成二年五月頃からエッチングによって花模様を付したステンレス鋼板について広く使用されており、正当な権原のない第三者が右標章を無断で化粧用鋼板の広告に使用することはできないなどと主張するが、原告が右のような商標権を有しているか否かと、イ号物件の模様(イ号意匠)が「ブーゲンビリア模様」という通称を有するか否かは、全く別問題である。 ましてや、乙第一ないし第七号証における広告は、原告による右登録商標の出願日(平成二年五月二九日)よりも前に行われており、しかもこのような広告に基づき、有限会社鹿島オリヂナル等は、「ブーゲンビリア」という標章につき商標法三二条所定の先使用による通常使用権を取得している以上、原告の右主張自体成立しない。

原告自身、本件登録意匠の出願前から本件登録意匠と同一模様の鋼板の製造販売を行っており、これについて「ブーゲンビリア」の名称を用いていたが故に前記の商標登録の申請に及んだはずである。甲第二六号証添付の原告・浪速ステンレス工業株式会社間の平成二年九月一二日付契約書において、原告は、浪速ステンレス工業株式会社が製造販売していたイ号物件を、同社とともに「ブーゲンビリヤエッチング板」と命名しているのである。

なお、乙第一ないし第七号証の雑誌「カミオン」に「ブーゲンビリア」の名称が頻繁に登場する事実に照らせば、原告の右登録商標は、本来同法四条一項一〇号に規定する「他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であって、その商品について使用をするもの」に該当する疑いが濃厚であり、しかも、イ号物件のようにブーゲンビリアの花を彷彿とさせる鋼板に使用される場合には、同法三条一項三号の「その商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当し、ブーゲンビリア模様以外の花模様に使用される場合には、同法四条一項一六号の「商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標」に該当する疑いが濃厚である。

(二) 公然たる販売に基づく公知性

(1) 前記各広告を行ったトラック部品業者は、そのころ公然と本件登録意匠と 酷似するブーゲンビリア模様を付した前記各トラック部品を販売していた(このうち、有限会社鹿島オリヂナル及びオン株式会社は、左記のとおり被告の販売したブーゲンビリア模様を付した鋼板を素材とするトラック部品を販売したのであ

る。)。 また、被告は、昭和六二年一月以降、平成二年二月に至るまで、原告の製造にかかるブーゲンビリア模様を付した鋼板(イ号物件)を、日本ボデーパーツ工業株式会社を販売元として、有限会社高崎車輛部品、有限会社小倉鈑金及び有限会社にマカから仕入れ、これをいすゞ部品茨城販売株式会社、オン株式会社、有限会社やマカ、日本ステンレス精工株式会社、株式会社外度島オリヂナル、有限会社ヤマカ、日本ステンレス精工株式会社、株式会社外度。大泉産業こと【A】、熱田したした、セット部品工業株式会社、有限会社小倉鈑金、大泉産業こと【A】、熱田したして、トローガンにリア連続を付して、漁速ステンレス工業株式会社製造に係るブーゲンビリア様を付した場合で、イ号物件)を購入して販売した(乙第八号証の1・2、第一三号証の1・2、第一二号証の1・2、第一二日付契約書には、「シレス工業株式会社間の平成二年九月一二日付契約書には、「シレス工業株式会社間の平成二年九月一二日付契約書には、「シレス工業株式会社は、同社が現在製造をし、かり、高速ステンレス工業株式会社間の平成二年九月の販売をしていた。リンス工業株式会社は、同年の東京でイ号物件を製造販売していたことを裏付けている。よのイ号物件の模様は昭和六二年一月以降今日まで何ら変わっていない。

でうすると、ブーゲンビリア模様を付したトラック部品は、原告自身及び浪速ステンレス工業株式会社を製造元として、本件登録意匠の意匠登録出願前に既に公然と販売されており(もし、原告がこの事実を否定するのであれば、原告が出願前に自ら製造し、日本ボデーパーツ工業株式会社を販売元として販売していた花模様付ステンレス鋼板の模様がいかなるものであるかを明らかにすべきである。)、「意匠登録出願前に日本国内において公然知られた意匠」(意匠法三条一項一号)に該当し、本件登録意匠はこれに類似(酷似)する意匠であるから、同項三号に該当するものである。

(2) 原告は、乙第一ないし第七号証に掲載されている部品「サイド④」の広告は、いずれも不鮮明であり、そのため、右部品に付されている模様の構成を把握することはほとんど不可能である旨主張するが、仮にその模様の細部が必ずしも明瞭でないとしても、何らかの花模様単位が一層~三層の積層状態になっている花模様が四方に連続していることは十分窺い知ることができ、これに乙第八、第一二号証の各1の証明書を一体として組み合わせて考察すれば、有限会社鹿島オリヂナルが本件登録意匠の構成①②を具えた模様の鋼板を公然と販売したことを認定すること

は十分可能である。

原告は、乙第八号証の1、第九号証、第一〇、第一二、第一三号証の各 一四ないし第二六号証に添付されているコピーは、約五年前に販売文は使用 されていた鋼板そのものの図柄のコピーではなく、被告が現在販売しているイ号物件の図柄のコピーである旨主張するが、イ号物件の模様(イ号意匠)は、本件登録 意匠の意匠登録出願前から今日に至るまで何ら変遷していない以上、右各乙号証に おけるイ号物件の図柄のコピーが、即本件登録意匠の出願前に右各乙号証の作成者 が販売又は使用していた鋼板の図柄を表すのは当然の理である(これらの作成者も 被告も、本件のような紛争が生じることは知る由もないから、当時の鋼板を保存していない。)。イ号物件の模様(イ号意匠)は、原告又は浪速ステンレス工業株式 会社が「ブーゲンビリア模様を有する」鋼板の製造のために使用していた金型と同 一模様又は酷似する模様を形成しうる金型に由来している以上、今日に至るまで、 本件登録意匠の意匠登録出願前から右各乙号証作成者の販売又は使用していた鋼板 の図柄と変わるわけがない。

原告は、本件登録意匠のオリジナルの金型とイ号物件のオリジナルの金型 (4) とは明らかに異なるものであると主張する。

しかしながら、本件において問題とすべきは、本件登録意匠と同一又は酷似する 模様を表す鋼板を製造する金型が、本件登録意匠の意匠登録出願前に存在し、これ に基づいてブーゲンビリア模様を付した鋼板が公然と販売されていたという事実で あるから、右主張は無意味という外はない。本件登録意匠の模様は、イ号物件の四 本の接続線の範囲内の区画を範囲とするのであって、その範囲の模様がイ号物件の 模様と同一又は酷似するのである。 (三) 公然使用に基づく公知性

乙第五号証(雑誌「カミオン」平成元年一二月号)によれば、あるトラック運転 手がいすゞハー〇スーパータイプのトラックを改造してフロントバンパー、サイド バンパー等にブーゲンビリア模様を付し、同トラックを「明昇丸」と呼んで公然と 使用していたこと、その改造はカーショップ・オン(前記オン株式会社のこと)において行われたことが分かる。その写真では花模様の細部は必ずしも鮮明でないとしても、オン株式会社は、別紙一覧表に示すように、ブーゲンビリア模様を付したトラック部品を取り扱っている旨の広告を雑誌「カミオン」に掲載しており、現に被告から昭和六三年五月から平成元年四月にかけて合計八五枚のブーゲンビリア模様を付した網板(人号物件)を購入しているのである。(ス第九号記)から、ままなけった網板(人号物件)を購入しているのである。(ス第九号記)から、ままたは、た網板(人号物件)を購入しているのである。(ス第九号記)から、ままた。 様を付した鋼板(イ号物件)を購入しているのである(乙第九号証)から、右乙第 五号証にいうブーゲンビリア模様が本件登録意匠と酷似する乙第九号証掲載のもの を指すことは間違いない。

また、乙第一〇号証の1・2、第一一号証の1~3(「カミオン」平成二年四月 号)によれば、あるトラック運転手がトラックの荷台のサイド及びあおりの裏面等 にブーゲンビリア模様を付し、同トラックを「舞花丸」と呼んで公然と使用してい

たことが分かる。 そうすると、ブーゲンビリア模様を付したトラック部品は、乙第五号証が発行された平成元年一二月より前に既に公然と使用されており、「意匠登録出願前に日本れた平成元年一二月より前に既に公然と使用されており、「意匠登録出願前に日本 国内において公然知られた意匠」(意匠法三条一項一号)に該当し、本件登録意匠 はこれに類似(酷似)する意匠であるから、同項三号に該当するものである。 無効事由を有する本件意匠権の権利範囲について

右2記載の事情によれば、本件登録意匠の意匠登録には、意匠法三条一項 三号、四八条一項一号の明白な無効事由があることになる。

一般に特許・実用新案登録が全部公知又は明白な進歩性の欠如により無効事由を 有している場合、その権利範囲が実施例に限定解釈されることは実務上定着してい これは、特許又は実用新案登録に明白な無効事由があるとしても、現状におい て特許権又は実用新案権が有効に存在していることを無視することができないこと から、これらの権利を最小限度の範囲に限定解釈する必要があるという実務上の要 請に由来している。

したがって、その意匠登録に明白な無効事由がある本件登録意匠について、現状 では無効審決が確定していない点を考慮して、その権利範囲は最小限度のものとし て解することが必要であり、すなわち、本件登録意匠と同一の意匠にのみその権利 範囲が及ぶものと解しなければならない。けだし、本件登録意匠と類似する意匠の 範囲というのは抽象的であって、その領域を明確にすることができない以上、本件 意匠権の権利範囲を可能な限り限定するには、必然的に、その権利範囲を本件登録 意匠と同一のものとせざるを得ないからである。

しかるに、イ号意匠は、本件登録意匠とは部分的に個別の模様において酷 似してはいるが、模様が形成されている範囲において相違しており、全く同一とい うわけではない。

したがって、本件意匠権の権利範囲はイ号意匠に及ばない。

【原告の主張】

本件登録意匠が原告による意匠登録出願前に公知となっていた意匠と酷似して おり、その意匠登録には無効事由があるとの主張は、すべて争う。

公然と頒布された刊行物の記載に基づく公知性の主張について

乙第一ないし第七号証の有限会社鹿島オリヂナルの広告欄の「サイド④」 は、いずれもフロントバイザーの「サイド」に取り付ける部品に関するものであ り、被告の主張するようにフロントバイザーそれ自体ではない。

また、乙第一ないし第七号証に掲載されている部品「サイド④」の広告は、いず れも不鮮明であり、そのため、右部品に付されている模様の構成を把握することは ほとんど不可能であり、したがって、そこから花模様を知得すること、ましてや本件登録意匠の模様を知得することは、意匠にかかる物品そのものが全く異なることとも相俟って、当業者といえども全く不可能である。

乙第二七号証の2(「カミオン」平成五年九月号掲載の有限会社鹿島オリヂナル

の広告)

は、イ号物件を用いて製作したものであるから、その模様がイ号意匠と同一になるのは当然のことであり、したがって、右乙第二七号証の2によって、乙第一ないし 第七号証掲載の部品「サイド④」の模様が本件登録意匠と酷似するものであるとす ることはできない。

(2) 同様に、乙第一ないし第三号証、第五、第六号証に掲載されているオン株式会社の広告には、ブーゲンビリアと記載されているが、いずれも木工式の「シー トキャリヤ」であって本件登録意匠に係る物品とは異なり、しかもその模様はいず

れも不鮮明であって、構成を明確に把握することができない。 被告は、広告の中に「ブーゲンビリア」なる文字が記載されていることから、 該物品には本件登録意匠と同一又は酷似する模様が付されていると断定するようで あるが、ブーゲンビリアなる記載があっても、必ずしもブーゲンビリアの花がその模様として使用されているとは限らない。また、仮にブーゲンビリアの花の模様が当該物品に使用されているとしても、ブーゲンビリアの花の組合せに係る模様は無 数に存在するため、当該物品の模様が本件登録意匠と同一又は酷似する模様である とはいえない。

乙第四ないし第七号証に掲載された株式会社ダイトーの広告では、いずれ も窓や左下窓等の部品について「ブーゲンビリア柄」なる記載があるだけであり、

現実にどのような花の模様が付されているかは全く不明である。 また、右各広告には一諸に「ウロコ」という記載もあるため、左下窓等の部品には魚のウロコが模様として使用されているようにも見え、これらの広告からは、本 件登録意匠と同一又は酷似する花模様を知得することは不可能である。

- 被告は、乙第七号証の株式会社ベンハーの広告欄右上のトラックの窓部分 に本件登録意匠と酷似するブーゲンビリア模様が掲載されていると主張するが、窓 部分に付されている模様がどのような構成の模様であるかは全く不明である。被告 が右トラックの運転台のフロントガラスの約三分の二の面積を占めている図柄を援
- 加口 トフックの連転 ロのフロントカラスの約二分の一の面積を白めている図柄を接用しているのであるとしても、この広告写真から理解することは不可能である。 (5) 本件登録意匠の模様は、不特定の花の形をベースにして独創的に創作された「花模様」であって、被告の主張するようなブーゲンビリアという特定の花をベースとする「ブーゲンビリア模様」ではない。ブーゲンビリアの花弁は三枚であって(甲第二二、第二三号証)、本件登録意匠の花模様のように四枚の花弁を有するブーゲンビリアの花は存在しない。また、ブーゲンビリアの花弁はいずれも一色であり、花弁に火花模様を有するブーゲンビリアけた左しない。

あり、花弁に火花模様を有するブーゲンビリアは存在しない。 また、ブーゲンビリア模様というだけでは、花柄の組合せは無数に存在するのであるから、本件登録意匠と同一又は類似する意匠であるとはいえない。

また、「ブーゲンビリヤ」なる標章は、原告の登録商標(登録第二四四五 七六四号)であって(甲第二五号証の1・2)、平成二年五月頃からエッチングに よって花模様を付したステンレス鋼板について広く使用されており、正当な権原の ない第三者が右標章を無断で化粧用鋼板の広告に使用することはできないものであ る。すなわち、トラック等の装飾用部品の業界においては、

「ブーゲンビリヤ」なる標章は、原告が製造し、日本ボデーパーツ工業株式会社が

販売する花模様付ステンレス鋼板の商標として広く知られているものであり、イ号物件の花模様を指し示す通称として一般的に使用されているものではない。したがって、雑誌「カミオン」において、鹿島オリヂナル有限会社等が「ブーゲンビリア」なる標章をトラック部品の広告に使用したからといって、「ブーゲンビリア」をもってイ号物件の模様を差し示す通称であるとすることはできない。

- (二) 公然たる販売に基づく公知性の主張について
- (1) 乙第八号証の1(有限会社鹿島オリヂナルの証明書)には、同社がトラックのフロントバイザーに使用する鋼板についてブーゲンビリアの模様を用いたものを取り扱っていたことが記載されているが、ブーゲンビリアの花を構成要素とする意匠は無限に存在するから、右鋼板の模様が本件登録意匠と同一又は酷似したものであると断定することはできない。
- (2) また、右乙第八号証の1をはじめ、乙第九号証、第一〇、第一二、第一三号証の各1、第一四ないし第二六号証(いずれも証明書)には、本件登録意匠の意匠登録出願前に、右各乙号証の作成者が販売又は使用していたという鋼板の花模様を表すコピーが添付されているが、右添付のコピーは、約五年前に販売又は使用されていた鋼板そのものの図柄のコピーではなく、被告が現在販売しているイ号物件の図柄のコピー(乙第一〇号証の1を除き裏焼きしたもの)である(甲第三ないし第二一号証)。
- (3) 乙第一五ないし第二二号証、第二四ないし第二六号証はいずれも、代表者 印がないか、証明者又はその資格が不明かのいずれかに該当するものであり、ま た、乙第一〇号証の1以下の証明書は、すべて被告においてあらかじめタイプした 書面であって、作成名義人自身が記載した文章は全くなく、証明書としての信憑性 に乏しい。
- (4) 別紙物件目録添付のイ号物件の全体写真からも明らかなように、イ号物件には縦向きに四本の接続線が明確に見え、しかも、その各接続線は若干段違い状になっている。これは、製造用金型を製作するための金型用原版は、花模様を写した複数枚の四角状のフイルム片を接続することにより作られるところ、イ号物件の金型用原版では、右各フイルム片の接続が精度よく行われていないためである。これに対し、本件登録意匠の実施品の金型用原版では、各フイルム片の接続が精度よく行われているため、右金型用原版に基づいて製作した金型を用いて製造した本件登録意匠の実施品には、イ号物件に見られるような縦線がほとんど表れない。

したがって、本件登録意匠のオリジナルの金型とイ号物件のオリジナルの金型と は明らかに異なるものであり、後者が前者を複写した模倣品であることは明白であ る。

- (5) なお、甲第二六号証添付の契約書は、浪速ステンレス工業株式会社が、本件登録意匠の意匠登録出願後に本件登録意匠を模倣してこれに類似するステンレス鋼板を製造販売したことにより、不正競争防止法に抵触するような事態が生じたため、かかる事態を解消することを目的として取り交わされたものである。
 - (三) 公然使用に基づく公知性の主張について
- (1) 乙第五号証の九七頁には「洗車のとき手の届きにくいデッキとかバイザーはステンでやってもらった。ステンも最先端のブーゲンビリア模様を使ったんだ。」と記載されているのであり、フロントバンパーやサイドバンパー等にブーゲンビリアの花模様のステンを使用したとは記載されていない。

また、そこに掲載された写真では、ブーゲンビリアの花模様がどこに付されているのか全く分からず、ましてやその花模様が本件登録意匠と同一又は酷似したものであるかは全く不明である。

- (2) 乙第一一号証の1~3には、トラックの荷台のサイド等に本件登録意匠と同一又は類似の模様を有する鋼板が使用されていることを示す記載は、写真を含めて一切ない。
- 2 仮に、本件登録意匠の意匠登録に出願前公知の無効事由があるとしても、特許庁の無効審決が確定するまでの間は、侵害訴訟を審理する裁判所は、これを有効なものとして扱わねばならない。

また、本件意匠権の権利範囲が本件登録意匠と同一ないし酷似するものに限定されるとの解釈を採用したとしても、イ号意匠は本件登録意匠と同一ないし酷似するものであるから、本件意匠権を侵害することに変わりはない。

二、争点2_(被告は本件意匠権につき先使用権を有するか)

【被告の主張】

1 被告は、一【被告の主張】2(二)記載のとおり、本件意匠登録出願を知らず

して、これより前の昭和六二年一一月以降イ号物件の製造販売を行っていたから、 本件意匠権につき先使用権を有する。

2 原告は、被告はイ号物件を製造していない旨主張する。

しかし、被告のいうイ号物件の「製造」は、既にイ号意匠の付された鋼板を購入 し、これを各自動車部品用に適当な大きさに切断することであって、鋼板にイ号意 匠を形成することではない。

原告は、被告はイ号物件を製造していない旨主張するものの、本件訴訟の当初、 被告はイ号物件を製造しているとしてその差止を請求していたのである。これを合 理的に理解するためには、結局、原告のいう「製造」とは、右のような切断の趣旨 以外にはないはずである。

しかも、被告においてイ号物件を販売すること自体、本件登録意匠の実施に該当 する以上、原告の論難は無意味である。

3 原告は、仮に被告が本件意匠権につき先使用権を有しているとしても、その先 使用権の内容はイ号物件の販売だけに限られる旨主張する。

(一) しかしながら、被告の先使用権が認められたことは、必然的に有限会社鹿島オリヂナル及びオン株式会社を介して、イ号物件の自動車部品が本件登録意匠の意匠登録出願前に公然と販売され、本件登録意匠又はこれに類似する意匠が公然と知られていたことを意味している。

したがって、意匠登録出願前に公然と知られ、その登録に無効事由のある本件登録意匠は必然的にその権利範囲が限定されており、このような意匠権に基づいて被告のイ号物件に関する種々の実施行為を制約することはもとより不可能といわなければならない。

(二) 一般に、先使用権は公平の原則に由来するとされている。すなわち、数年前の使用によって、権利を構成する意匠に対する一種の占有状態が認められるものについて、その後の意匠登録によって取得された意匠権のために従来占有されていた意匠の実施を継続することができなくなるとすることは、意匠権者を過剰に保護することになり、著しく公平の観念に反することを根拠として、先使用権が規定されているのである。

このような先使用権の立法趣旨に照らすならば、先使用における実施態様の変更が認められるか否かは、公平の原則に従って、意匠権者と先使用権者との具体的な事情に即して判断すべきである。

例えば、従来譲渡のみを行っていた先使用権者が、後に登録された意匠にかかる物品が市販された後に、先使用にかかる物品の製造を行った場合、当該製造行為は、必ずしも先使用権者には必要ではなく、従来の流通経路によって先使用にかかる物品を確保できるときは、実施態様の変更として許されない場合もありえよう。

しかしながら、従来の流通経路が消滅し、先使用権者において従来の販売を維持するためには自ら先使用にかかる物品を製造する以外に方途がない場合には、当該製造行為は、たとえ実施態様の変更であっても許されるものと解すべきである。けだし、このように解することが公平の原則に適合し、逆に、右のような場合に製造という実施態様を認めないのであれば、先使用権を認めたことが無意味に帰するからである。

(三) これまで被告自身はイ号物件を輸入したことはない(本件登録意匠の意匠 登録後にイ号物件を被告に納品した業者は、海外からイ号物件を輸入したかもしれ ないが、台湾から輸入したものではない。)。

しかし、わが国内におけるイ号物件製造業者によるイ号物件の被告への供給について、原告は、さかんにクレームを述べてイ号物件の供給を中止させ、従来の流通ルートを既に崩壊させている。

このような状況のもとで、被告において自らの先使用権を維持するために、将来 やむなくイ号物件を輸入することがあるとしても、前記(二)の製造の場合と同 様、当然是認されるべきである。

【原告の主張】

1 被告が本件登録意匠の出願前にイ号物件(本件登録意匠と同一又は酷似する意匠を使用した鋼板)を製造販売していたとの事実は否認し、被告が本件意匠権につき先使用権を有するとの主張は争う。

2 仮に、被告が先使用権を有するとしても、その先使用権の内容は、「日本国内で製造の先使用権を有する者によって適法に製造されたイ号物件の販売」だけに限られるべきであり、イ号物件の輸入、あるいは被告自ら製造したイ号物件の販売までは含まない。

- (一) 被告が現在販売しているイ号物件は、台湾から輸入したものであるから、 先使用権により適法といえるものではない。
- (二) 被告はイ号物件を製造していたと主張するが、本件登録意匠にかかる物品の製造(鋼板へのエッチング)には相当規模の設備機器を必要とするのであり、被告は従業員数四名程度の零細会社でそのような設備を保有していないから、製造していたことはありえない。

乙第一二、第一三号証の各 1・2、第一四ないし第二六号証の記載が仮に事実であるとすれば、被告は、本件登録意匠の出願日前にイ号物件を第三者から合計五四二枚購入し、第三者へ合計二九五枚販売したことになる。そうすると、購入数及び販売数からみて、被告は、イ号物件を第三者から購入し、これを転売していたということになり、被告がイ号物件を製造していたものでないことは、被告の主張からも明らかである。

したがって、被告の先使用権はイ号物件の製造には及ばないのであり、右(一)のとおりイ号物件の輸入が許されないとすれば、被告自ら製造するおそれもあるので、原告は輸入の差止をも求めるものである。

三 争点3(被告が損害賠償責任を負う場合に、原告に賠償すべき損害の額)

【原告の主張】

被告は、イ号意匠が本件登録意匠と同一ないし類似するものであることを知りながら又は過失によりこれを知らないで、月間約三〇〇枚販売した。一枚当たりの販売価額は一万八〇〇〇円であり、利益率は二五パーセントを下らないから、一枚当たりの利益は四五〇〇円で、月間の利益は一三五万円となる。

したがって、被告は、平成五年五月一八日から平成六年一月七日までの間(七・六七か月)、イ号物件を販売して一〇三五万四五〇〇円(一三五万円×七・六七か月)の利益を得たものであり、原告はこれと同額の損害を被ったものと推定される。

【被告の主張】

原告の主張は争う。

第四 争点一 (本件登録意匠は原告による意匠登録出願前に公知となっており、その意匠登録には無効事由があるか) についての判断

一 まず、イ号意匠が本件登録意匠と同一ないし類似するものであることは当事者間に争いがないところ、別紙物件目録添付の「イ号物件の拡大写真」と「本件意匠登録出願に添付した図面代用写真の拡大」とを対比検討すれば、イ号意匠と本件登録意匠とは、花芯側の火花形の模様等においてごく微細な差異の存することは認められるものの、意匠として同一の範囲内にあるものと評価すべきものである。 こ そこで、以下争点一について判断する。

- 1 証拠(甲第二六号証、乙第一ないし第七号証、第八号証の1・2、第九号証、第一〇号証の1・2、第一一号証の1~3、第一二、第一三号証の各1・2、第一四ないし第二六号証、第二七号証の一~3、第二八号証の1・2、第二九ないし第三五号証、第三六号証の1~27、第三七号証の1~3、第三九号証の1~22、第四〇号証、第四一号証の1~5、第四二号証の1~8、第四三号証の1~2、第四四号証の1~12、第四五ないし第四八号証、第四九号証の1~4、被告代表者)に弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。
- (一) (1) 被告は、昭和五四年八月の設立当初は、各種自動車部品の販売を業としていたが、その後、鋼板に模様を付して、自動車部品(トラック等の外壁装飾材)として販売する業務を始め、現在はこれを主たる業務としている。

(凹面)にしたもの」(以下「鋼板A」という。)を仕入れ、これを定尺のまま又は適宜の大きさに切断して中間販売業者や自動車部品販売店に販売することにし

た。

そして、被告は、鋼板Aを、有限会社高崎車輌部品から、昭和六二年一一月一九日から平成二年二月一七日の間ほとんど毎月のように数枚から二〇枚程度(合計二〇六枚)仕入れた。鋼板Aは、有限会社高崎車輌部品作成の請求内訳書(乙第三六号証の1~27)では、当初は「三〇四エッチングステン花柄」と表示されていたが、その後は単に「ブーゲンビリア」又は「ブーゲン」と表示されている。

は、鋼板Bは「ブーゲン」と表示されている。
(4) ところが、平成二年六月頃、原告から、浪速ステンレス工業株式会社に対し鋼板Bを製造販売しないよう申入れがあったため、被告は、鋼板Bを入手することが困難となり、以後は他の業者から浪速ステンレス工業株式会社製以外のイ号意匠を付した鋼板を仕入れるようになり、現在に至っている。
(二) 被告は、個ものように昭和六二年一一月一九日から平成二年二月一七日まで、

(二) 被告は、石のように昭和六二年一一月一九日から平成二年二月一七日までの間に仕入れた鋼板A及び平成二年三月二七日から同年五月二九日までの間に仕入れた鋼板Bを、本件登録意匠の意匠登録出願日である平成二年五月三〇日以前に、定尺のまま、又はトラック部品に適した大きさに切断して、中間販売業者や自動車部品販売店に販売した。

おおりた。 で大きな、 でいた。 でいたい、 でいたい

これらの販売先から被告に対する発注書や販売先に対する被告の売上伝票では、 鋼板A又は鋼板Bは、「三〇四エッチング」、「三〇四エッチング(花)」と表示 されることもあったが、ほとんどの場合、「三〇四エッチング ブーゲン」「三〇四ブーゲンエッチング」、「三〇四ブーゲン」と表示されている。

(三) 一方、右のようにいすゞ部品茨城販売株式会社又は被告から鋼板Aを買い受けた有限会社鹿島オリヂナルは、トラック運転手向けの雑誌「カミオン」の平成元年二月号、四月号、八月号、一〇月号、一二月号、平成二年一月号、四月号に、鋼板Aを使用して製造したフロントバイザーのサイド(側面部品)を「サイド④)」として写真入りで広告し、トラックのディーラー、一般ユーザー、他の自動車部品販売店に少なくとも一五〇枚の「サイド④」を販売した。

(4) 」として写真入りで広告し、トラックのディーラー、一般ユーザー、他の自動車部品販売店に少なくとも一五〇枚の「サイド④」を販売した。 また、オン株式会社は、右「カミオン」の平成元年二月号、四月号、八月号、一二月号、平成二年一月号に、「ブーゲンビリア」の模様を付したシートキャリアを、「STD(ブーゲンビリア)」「DELX(ブーゲンビリア)」の商品名により写真入りで広告した。

「このほか、トラック用品製作販売業者のダイトーが、右「カミオン」の平成元年 一〇月号、一二月号、平成二年一月号、四月号に「ブーゲンビリア柄」のベッド窓 を、岡崎ドライブ用品が、同じく平成二年四月号に「ブーゲン」の模様を付したワイパースポイラーを、それぞれ写真入りで広告した。

(四) 右「カミオン」平成元年一二月号には、栃木方面を走るトラック運転手が、カーショップ・オン(オン株式会社)に依頼して、トラックのデッキやフロントバイザーには「ブーゲンビリア模様」を付したステンレスを使用して改造し、同トラックを「明昇丸」と呼んで使用していることが記載されている。

トラックを「明昇丸」と呼んで使用していることが記載されている。 また、平成元年、二年当時、横浜市在住のトラック運転手が、自己所有のトラックの荷台のサイド及びあおりの裏面に鋼板Aを使用して改造し、同トラックを「舞花丸」と呼んで使用していた。

右のように「サイド④」すなわち鋼板Aにおける花弁の不規則な積み重ね状の配

列が本件登録意匠における花弁の不規則な積み重ね状の配列とぴったり一致するのであり、前記一説示のとおりイ号意匠と本件登録意匠とは同一の範囲内にあるのであるから、このことは、鋼板Aの意匠はイ号意匠のとおりである旨の前記各証明書の記載が真実であることを裏付けるに十分といわなければならない。

したがって、原告は、本件登録意匠の意匠登録出願前に、鋼板A、 すなわち本件 登録意匠(と同一の範囲内にあるイ号意匠)と同一の意匠を有する鋼板を製造し、 日本ボデーパーツ工業株式会社を通じて販売しており、有限会社高崎車輌部品、有 限会社ヤマカ及び有限会社小倉鈑金は、右鋼板Aを日本ボデーパーツ工業株式会社から仕入れて被告に販売し、被告は、これをいすゞ部品茨城販売株式会社に販売 し、同社はそのほとんどを有限会社鹿島オリヂナルに販売し、更に、被告は、右鋼 板Aを直接右有限会社鹿島オリヂナルに販売したほか、オン株式会社、日本ステン レス精工株式会社、株式会社久永洋行、セット部品工業株式会社、有限会社小倉飯 金、大泉産業こと【A】、有限会社前田ボデー工業、塩山タクシー株式会社に販売 し、また、浪速ステンレス工業株式会社製造の鋼板B、すなわち本件登録意匠と同 一の意匠を有する鋼板Aの意匠と同一の範囲内にある意匠の鋼板を田所テック株式会社から仕入れて、これを有限会社ヤマカ、日本ステンレス精工株式会社(但し、後日返品された。)、セット部品工業株式会社、熱田工業こと【B】に販売していたということができ、それら鋼板A及び鋼板Bの大部分はその頃右各自動車部品販 売店からユーザー等に販売されたものと推認される(このことと、前示のとおり、 自動車部品業界では本件登録意匠の出願前、「ブーゲンビリア」と呼ばれる意匠と いえば鋼板A又は鋼板Bの意匠を指し、他には存在しなかったことに照らせば、前 記1(三)のとおり雑誌「カミオン」で広告された、オン株式会社の「STD(ブーゲンビリア)」「DELX(ブーゲンビリア)」なるシートキャリア、ダイトーの「ブーゲンビリア柄」のベッド窓、岡崎ドライブ用品の「ブーゲン」の模様を付 したワイパースポイラー、同(四)の「明昇丸」の「ブーゲンビリア模様」を付し たデッキやフロントバイザーも、鋼板Aを使用したものであると推認される。 現実の植物であるブーゲンビリアの花弁が原告主張のように三枚であるとしても、

また、原告は、鋼板Aの意匠はイ号意匠のとおりである旨の前記高崎車輌部品等、いすゞ部品茨城販売株式会社等の各証明書について、添付のコピーは約五年前に販売されていた鋼板そのものの図柄のコピーではなく、被告が現在販売している鋼板は昭和六二年一一月から現在までその意匠に実質的な変化はなく(被告代表者の供述)、被告が昭和六二年一一月一九日から平成二年二月一七日までの間に仕入れて販売した鋼板Aの意匠は本件登録意匠と同一であり、その後平成二年Aの目にと同一の範囲内にあり、その後現在まで販売しているイ号物件の意匠は鋼板Aの意匠と同一の範囲内にあるものと評価すべき意匠であることは前示のとおりるから、右の点は右各証明書の信用性を左右するものではない。その他、原告が右

各証明書は信憑性に乏しいとして主張するところは、いずれも採用できない。

更に、原告は、別紙物件目録添付のイ号物件の全体写真からも明らかなようにイ 号物件には縦向きに四本の接続線が明確に見え、しかもその各接続線は若干段違い 状になっているのに対し、本件登録意匠の実施品にはイ号物件に見られるような縦 線がほとんど表れないとし、したがって、本件登録意匠のオリジナルの金型とイ号 物件のオリジナルの金型とは明らかに異なるものである旨主張するが、前示のとお り、現在被告が販売しているイ号物件は、原告が製造し日本ボデーパーツ工業株式 会社を通じて販売していた鋼板A(本件登録意匠の実施品)ではなく(なお、浪速 ステンレス工業株式会社製造の鋼板Bでもない。

他の第三者が製造した鋼板である以上、イ号物件の意匠が本件登録意匠の実施 品の意匠と(意匠として同一の範囲内にあるものの)完全には一致しないことはむ しろ当然のことであり、このことは前記認定に何ら影響するものではない。

以上によれば、本件登録意匠の意匠登録出願前に、日本国内において本件登録 意匠と同一の意匠(鋼板A及び鋼板Bの意匠)が公然知られていたというべきであ るから、本件登録意匠は意匠法三条一項一号所定の意匠に該当し、その意匠登録は同法四八条一項一号所定の無効事由のあることが明白といわなければならない。そ して、本件意匠権の意匠登録に単に明白な無効事由が存するというだけではなく その明白な無効事由が、本件登録意匠の意匠登録出願をした原告自身が、その出願 (平成二年五月三〇日)の約二年半前(昭和六二年一一月)から本件登録意匠の実 施品というべき意匠からなる鋼板(鋼板A)を製造販売し、これを販売元を通じて 中間販売業者、自動車部品販売店、ユーザーの間に流通させていたということにあり、しかも、特許発明や登録実用新案に関する公知技術のようにその評価が各人に よって分かれうるというような問題とは異なり、原告が製造販売していた右鋼板A の意匠が本件登録意匠と同一でありその実施品であることについてはほとんど他の 解釈を入れる余地がないものであるから、原告は、本件登録意匠が意匠法三条一項 -号所定の意匠に該当し本来意匠登録を受けられないものであることを十二分に知 りながら意匠登録出願に及んで意匠登録を受けたものといわざるをえず、かかる事 情を参酌すれば、このような本件意匠権に基づいて差止請求をし、その侵害を理由 に損害賠償請求をすることは、権利の濫用として許されないものといわなければならない(なお、被告は、「権利濫用」の主張を明示的にしているわけではないが、 権利濫用を基礎づける事実が訴訟上顕れている以上、裁判所が原告の権利行使を権 利濫用として排斥することは、弁論主義に反するものではない。)。 第五 結論

以上によれば、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなくいずれも 理由がないから、これを棄却することとする。 (裁判官 水野武 田中俊次 本吉弘行)

別紙一覧表(省略)

物件目録

物品の種類

表面にエツチングにより花模様を形成したステンレス鋼板である。

定尺のものの外形寸法は、縦四尺(一二一九ミリメートル)、横八尺(二四三八 ミリメートル)で、厚さは○・六ミリメートル又は○・八ミリメートルである。 エツチングの深さ約一〇マイクロメートル(〇・〇一ミリメートル)である。 物品の意匠

次葉添付の写真のとおり

花芯側に火花形の模様を有する桃形のほぼ同じ大きさの四枚の花びらが放射状に 四方へ広がると共に、花芯部に二個、三個、

四個又は五個の実を表わす小さな円形模様を有する複数個の花を、不規則な間隔及 び方向をもって三層の積み重ね状に配列して成る花模様が、四方に連続する意匠で ある。

ステンレス鋼板の地は鏡面又は準鏡面であり、花びら部分を鏡面又は準鏡面(凸 面)にし、花の輪郭や花芯部をエッチングによってナシ地面(凹面)にしている。

- < 3 0 2 4 4 0 0 1 >
- < 3 0 2 4 4 0 0 2 >
- < 3 0 2 4 4 0 0 3 >
- < 3 0 2 4 4 0 0 4 >
- < 3 0 2 4 4 0 0 5 >

$$\begin{array}{l} <\, 3\ 0\ 2\ 4\ 4\ -\ 0\ 0\ 6 > \\ <\, 3\ 0\ 2\ 4\ 4\ -\ 0\ 0\ 7 > \end{array}$$